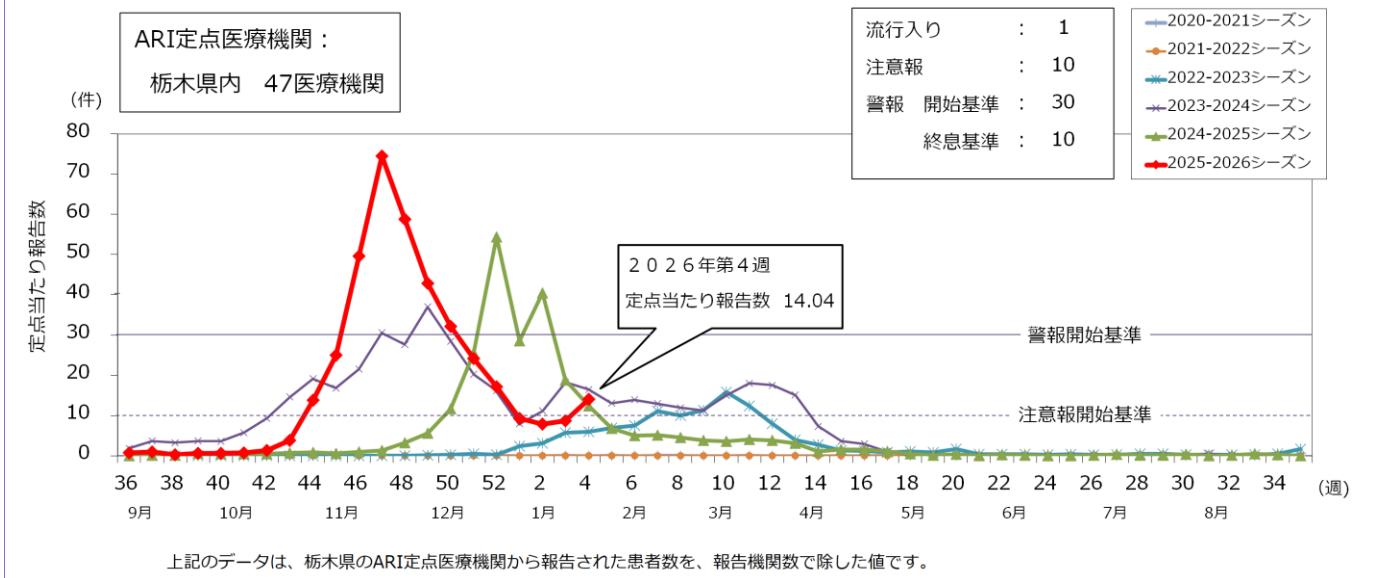


栃木県におけるインフルエンザの発生動向について

栃木県保健福祉部
令和8(2026)年1月29日

栃木県におけるインフルエンザ患者報告数(定点当たり報告数) 過去5シーズン



●県内における定点当たり報告数

	令和7(2025)年						令和8(2026)年			
	第47週 11/17-11/23	第48週 11/24-11/30	第49週 12/1-12/7	第50週 12/8-12/14	第51週 12/15-12/21	第52週 12/22-12/28	第1週 12/29-1/4	第2週 1/5-1/11	第3週 1/12-1/18	第4週 1/19-1/25
	[10週前]	[9週前]	[8週前]	[7週前]	[6週前]	[5週前]	[4週前]	[3週前]	[2週前]	[前週分]
県内報告数	3,500	2,706	2,012	1,513	1,134	806	269	370	411	660
定点当たり	74.47	58.83	42.81	32.19	24.13	17.15	9.28	7.87	8.74	14.04

※上記の「県内報告数」は、県内で指定されたARI定点(47医療機関(医療機関休診のため、第48週は46医療機関、第1週は29医療機関))からの1週間当たりの患者報告数(人)を意味し、「定点当たり」は、1週間に1定点医療機関からどのくらいの報告数(平均：人)があったかを表す数値です。

●保健所管内別報告数の推移(令和8(2026)年第1週から第4週まで)

	第1週		第2週		第3週		第4週	
	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり
宇都宮市	96	16.00	100	8.33	85	7.08	124	10.33
県西	10	5.00	19	3.80	18	3.60	15	3.00
県東	13	4.33	10	3.33	25	8.33	16	5.33
県南	40	5.00	124	11.27	109	9.91	215	19.55
県北	53	10.60	57	6.33	96	10.67	180	20.00
安足	57	11.40	60	8.57	78	11.14	110	15.71

※インフルエンザの注意報・警報レベルについて

インフルエンザの注意報レベルは、県内各保健所定点当たり10人以上の場合に、また警報レベルは30人以上の場合に該当し、終息基準10人を下回るまで継続します。

下線 _____ : 注意報レベルを超えた地区及び報告数等
下線 ~~~~~~ : 警報レベルを超えた地区及び報告数等

[定点当たり 10以上]
[定点当たり 30以上]
(終息基準 10を下回るまで継続される)

各保健所管内定点数及び担当区域（令和7年度）

宇都宮市保健所	12 : 宇都宮市
県西健康福祉センター	5 : 鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター	3 : 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター	11 : 小山市、上三川町、下野市、野木町、栃木市、壬生町
県北健康福祉センター	9 : 大田原市、那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、 那須烏山市、那珂川町
安足健康福祉センター	7 : 足利市、佐野市
[合計]	47

※第1週は一部の医療機関が休診のため、通常と異なる定点数になっています。

宇都宮市：6、県西：2、県東：3、県南：8、県北：5、安足：5